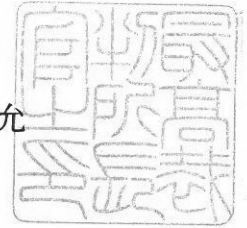


最高裁総三第232号

平成25年12月2日

内閣総理大臣 殿

最高裁判所長官 竹 崎 博 允



歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）の移管について

（通知）

平成25年6月26日付け府公第130号内閣総理大臣通知「歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画について」に基づき、平成25年度分として別紙第1から別紙第8までの各送付目録記載の裁判文書を移管します。